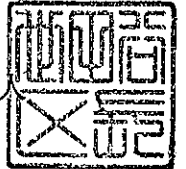


4世区情第259号
令和4年5月26日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保坂展



令和3年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第9号 令和3年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）

2 諮問理由

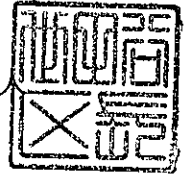
令和3年度中に作成した、保存期間が1年未満である公文書のうち、諮問第6号による意見聴取以降に作成されたものの移管及び廃棄の妥当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。

4世区情第261号

令和4年5月26日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保坂展



令和4年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第10号 令和4年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について

2 諮問理由

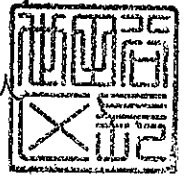
令和4年度中に随時保存期間を満了する、保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄の妥当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。

4世区情第262号

令和4年5月26日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保坂展



世田谷区公文書管理条例等の改正に伴う保存期間の読替えにより、令和4年3月31日に保存期間満了を迎えた公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第11号 世田谷区公文書管理条例等の改正に伴う保存期間の読替えにより、令和4年3月31日に保存期間満了を迎えた公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について

2 諮問理由

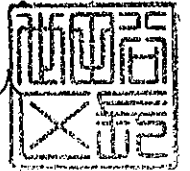
世田谷区公文書管理条例及び規則の改正に伴う保存期間「長期」の「30年」への読替えにより、令和4年3月31日に保存期間を満了した公文書の移管及び廃棄の妥当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。

4世区情第263号

令和4年5月26日

世田谷区公文書管理委員会 様

世田谷区長 保坂展



令和3年3月31日に保存期間満了を迎え、世田谷区公文書管理委員会の答申第4号により1年間保存期間を延長した公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第12号 令和3年3月31日に保存期間満了を迎え、世田谷区公文書管理委員会の答申第4号により1年間保存期間を延長した公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について

2 諮問理由

令和3年3月31日に保存期間を満了した公文書のうち、世田谷区公文書管理委員会の答申第4号により保存期間を1年間延長したものの移管及び廃棄の妥当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。